

令和５年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和６年６月２０日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引課

第１ 下請法の運用状況

１ 定期調査の実施状況（第１表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,026名（製造委託等^{（注１）}577名、役務委託等^{（注２）}449名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者1,320名（製造委託等498名、役務委託等822名）を対象に実施した。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	沖縄	全国	沖縄
令和５年度		80,000	1,026	330,000	1,320
	製造委託等	46,900	577	199,138	498
	役務委託等	33,100	449	130,862	822
令和４年度		70,000	778	300,000	1,003
	製造委託等	37,993	402	176,799	340
	役務委託等	32,007	376	123,201	663
令和３年度		65,000	617	300,000	900
	製造委託等	37,280	317	169,318	411
	役務委託等	27,720	300	130,682	489

２ 下請法違反被疑事件の処理状況

(１) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第２表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は66件（製造委託等33件、役務委託等33件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った定期調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は66件（製造委託等33件、役務委託等33件）であり、このうち56件（製造委託等30件、役務委託等26件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数（注）				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	沖縄	66	0	0	66	0	56	56	10	66
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	沖縄	33	0	0	33	0	30	30	3	33
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	沖縄	33	0	0	33	0	26	26	7	33
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	沖縄	53	0	0	53	0	50	50	4	54
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	沖縄	21	0	0	21	0	19	19	2	21
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	沖縄	32	0	0	32	0	31	31	2	33
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	沖縄	70	0	0	70	0	67	67	3	70
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	沖縄	32	0	0	32	0	31	31	1	32
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	沖縄	38	0	0	38	0	36	36	2	38

（注）新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

（2）下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で84件となっており、このうち、製造委託等に係るもの46件、役務委託等に係るものが38件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は47件（類型別件数の合計の56.0%）となっており、このうち、製

造委託等に係るものが28件、役務委託等に係るものが19件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は37件（類型別件数の合計の44.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が28件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の75.7%）、②下請代金の減額が7件（同18.9%）、③購入等強制が1件（同2.7%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は18件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が11件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.1%）、②下請代金の減額が5件（同27.8%）、③購入等強制が1件（同5.6%）等となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は19件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が17件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の89.5%）、②下請代金の減額が2件（同10.5%）となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反				実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	沖縄	44	3	0	47	0	28	7	0	0	1	1	0	0	0	0	37	84
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	沖縄	26	2	0	28	0	11	5	0	0	1	1	0	0	0	0	18	46
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	沖縄	18	1	0	19	0	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	19	38
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	沖縄	36	6	0	42	0	27	16	0	2	0	0	0	0	0	0	45	87
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	沖縄	13	3	0	16	0	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14	30
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	沖縄	23	3	0	26	0	16	13	0	2	0	0	0	0	0	0	31	57
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	沖縄	52	11	0	63	0	51	13	0	7	2	0	0	3	0	0	76	139
製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	沖縄	24	9	0	33	0	23	4	0	2	0	0	0	0	0	0	29	62
役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	沖縄	28	2	0	30	0	28	9	0	5	2	0	0	3	0	0	47	77

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表及び第5表参照）

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者6

名^(注)から、下請事業者11名^(注)に対し、遅延利息の支払等について、総額9万円の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者8名に対し、8万円の遅延利息が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額(原状回復額) ^(注)
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	沖縄	5名	8名	8万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	沖縄	2名	47名	78万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	沖縄	1名	1名	257円

(注) 原状回復額は、令和3年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者3名に対し、2,915円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額(原状回復額) ^(注)
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	沖縄	1名	3名	2,915円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	沖縄	1名	5名	1万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	沖縄	—	—	—

(注) 原状回復額は、令和5年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習の実施に加え、講習動画を公正取引委員会ウェブサイト上で公開している。

令和5年度においては、沖縄公正取引課では、基礎講習会を3回実施し、公正取引委員会ウェブサイト上で公開している講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」で案内した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、沖縄公正取引課では、公正取引委員会ウェブサイトで配信した下請取引適正化推進講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」及び公式SNSで案内した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。令和5年度においては、沖縄公正取引課では51件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における沖縄地区の下請取引等改善協力委員（定員）は3名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和5年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 設備等の修理を下請事業者へ委託しているA社は、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載すべき書面に、必要記載事項の一部を記載しない場合において、当該事項が定められない理由及び当該事項の内容を定められることとなる予定期日を記載していなかった。また、前記事項が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付していなかった。

2 書類の作成・保存義務（第5条）

- 自動車の修理を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項について記載した書類を2年間保存していなかった。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 果汁飲料等のPB商品の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を決済することにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

4 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- CM制作等を下請事業者へ委託しているD社は、一部の下請事業者に対し、納品日を誤って認識していたため、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払っていなかった。

5 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 自社工場内における冷凍機の修理又は食品製造機等の修理に必要な部品等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者へ負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

6 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 印刷物の印刷等を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、下請取引に影響を及ぼすこととなる者を通じて自社のグループ会社が発行する冊子への広告の掲載を要請していた。